

# 都民安全推進本部

青少年の被害防止に資する各種施策について



都民安全推進本部サイバー安全推進担当 小林

## 都民安全推進本部の主な事業

- 1 こたエール
- 2 ファミリエール
- 3 推奨携帯・アプリ
- 4 フィルタリングの普及



# 1 こたエール

## ネット・スマホのトラブル相談窓口



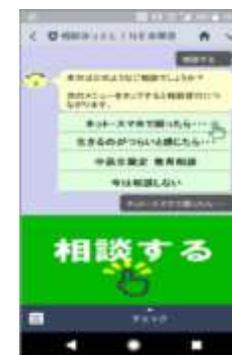
インターネット・スマートフォンの普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト等のトラブルに巻き込まれたり、被害者・加害者となるケースが増えていることを踏まえ、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットやスマートフォンに関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を開設しております。

- 事業開始年度は、平成21年度
- 事業内容
  - ・ 青少年や保護者等のネット・スマホ上のトラブルや悩みに関する相談の総合窓口
  - ・ HPを通じて都民に対する啓発、広報を行っています。

- 受付方法
  - 電話・LINE（月～土、午後3時から午後9時まで ※日祝、年末年始を除く）
  - メール（携帯・PC）

※LINE相談は令和元年4月から実施。教育庁（教育相談）、福祉保健局（自殺相談）と連携し運営  
令和2年度から「若ナビα」を含め展開

- 事業実績
  - 令和元年度
  - 相談件数 1,746件（うち青少年を当事者とする相談件数 1,276件）（本年7月末1,051件）

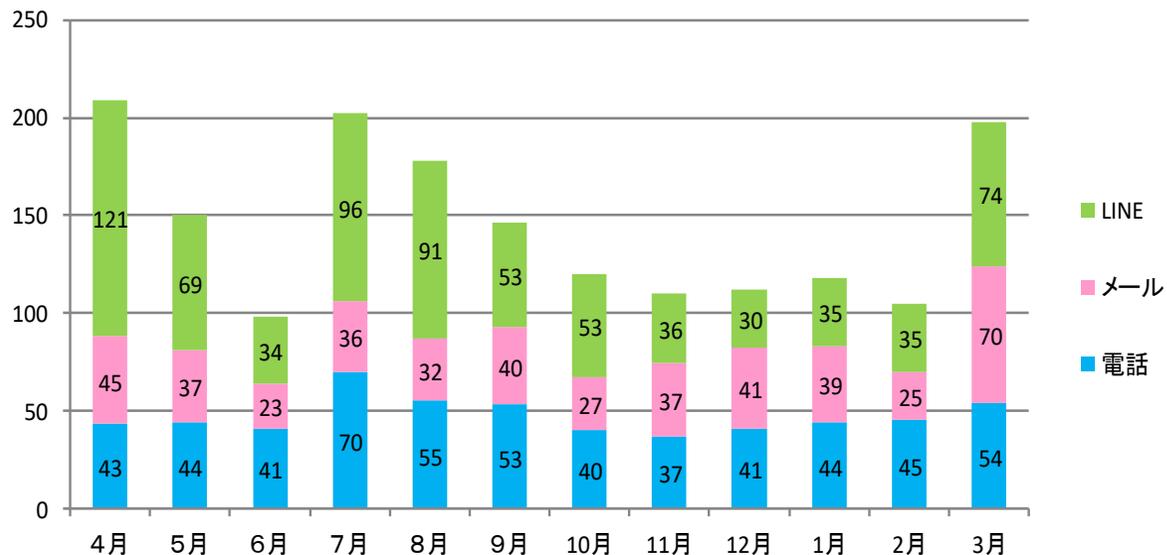


# 1 こたエール

ネット・スマホのトラブル相談窓口



令和元年相談件数及び主な相談内容



(ツール別 電話：567件、メール：453件、LINE：726件 合計1,746件)

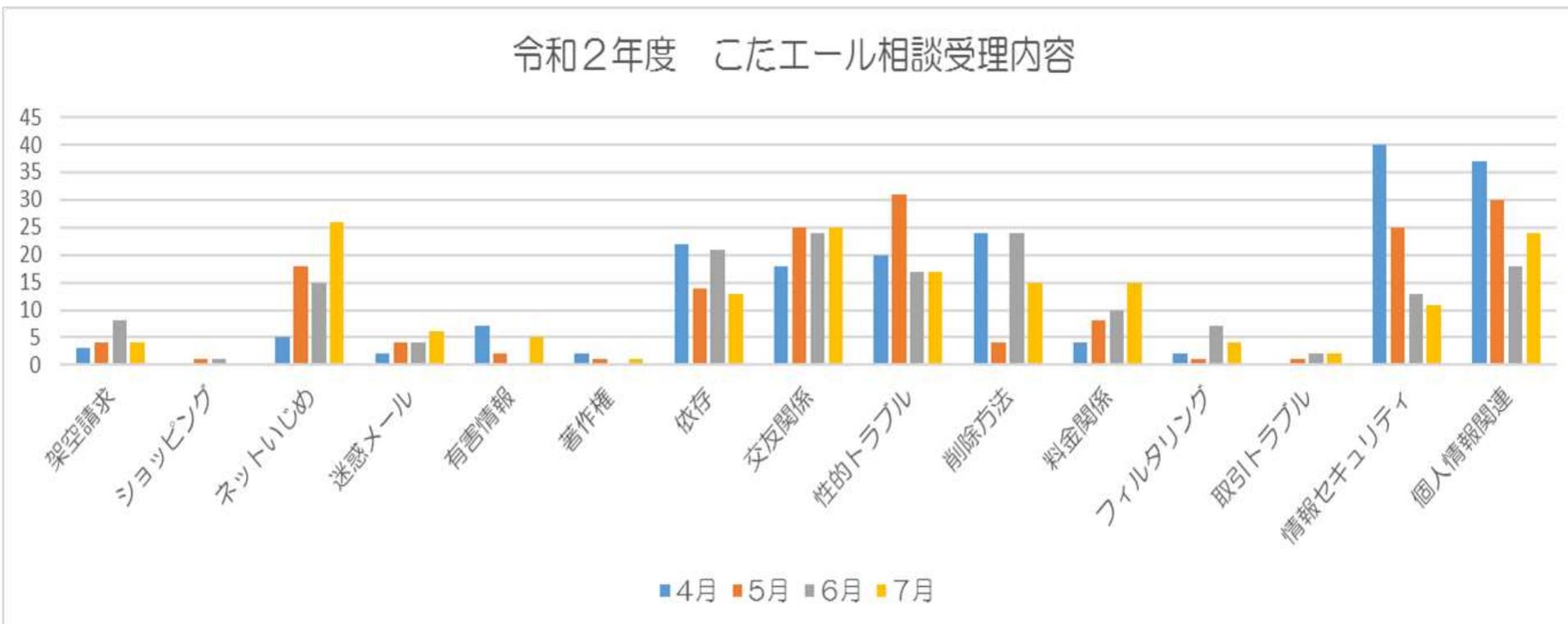
主な相談内容

交際（自画撮り被害を含む）	325
削除方法	181
依存	173
ネットいじめ	76
名誉毀損・誹謗中傷	59
架空請求	55
その他（料金関係、有害サイトなど） ※対象外の相談、意味不明含む	877
計	1,746

# 1 こたエール

ネット・スマホのトラブル相談窓口

令和2年4月～7月



「ネットいじめ」「依存」「交友関係」「性的トラブル」「個人情報関連」等に関する相談が多い。

# 1 こたエール

ネット・スマホのトラブル相談窓口



• 主な相談内容（SNSに関連したトラブル等）

- ① SNSを通じた下着の売買によるトラブル
- ② SNSを通じて知り合った異性とのトラブル
- ③ SNSを介した写真の相互送信によるトラブル

## 2 ファミリエール

青少年のインターネット利用適正化・性被害等防止対策



### ○目的

青少年を取り巻くインターネット環境の急速な変化や、スマートフォンなどの携帯端末所有の低年齢化に伴い、各種SNSに関するトラブルや性に関する判断能力が形成途上であることに付け込まれた「自画撮り被害」等の被害者となるケースが増加している。

こうした状況を踏まえ、青少年をはじめ周りの大人に対してもネット上のトラブルや危険性、それらから身を守る防止策等を伝えることを目的として、「ファミリエール」講座を運営している。

## 2 ファミリーeルール



青少年のインターネット利用適正化・性被害等防止対策

○ 事業開始年度：平成18年度

○ 令和2年度 講習会の開催予定

<対象> 小・中・高校生、保護者（PTA）、地域支援者等

<講座> 令和2年度予定数：計650回

① 基礎講座・・・ネット利用に関するトラブルや自画撮り被害など基礎的知識を学ぶ

② 選択講座

実践編

・家庭等でのルール作り（80箇所）・・・保護者同士のグループワーク等

・生徒自身による自主ルール作り支援（10校）・・・生徒同士でネットの使い方などのルールを話し合う

・大学生と考えるグループワーク（40校）・・・性被害等をより身近な問題として理解を深めるためのグループワーク

その他、大学生ボランティア（ファシリテーター）養成講座・継続研修の実施

## 2 ファミリーeルール

青少年のインターネット利用適正化・性被害等防止対策



平成30年度及び令和元年度の実施回数

項目	平成30年度	令和元年度
開催数	599	592
家庭でのルール作り	71	56
生徒同士の自主ルール作り	10	10
大学生グループワーク	10	19
参加者	103,802	111,129

## 2 ファミリールール

青少年のインターネット利用適正化・性被害等防止対策



令和元年の多目的施設、高校における講座の状況

## 2 ファミリールール

青少年のインターネット利用適正化・性被害等防止対策



令和二年度（6月）  
小学校における基礎講座の状況

# 3 携帯電話端末等の推奨制度について

## 制度概要

### 1 制度開始

平成22年の条例改正によって新設  
平成23年7月1日施行

### 2 根拠法令

東京都青少年の健全な育成に関する条例  
第5条の2（携帯電話端末等の推奨）  
同施行規則第2条の2（推奨基準）

現在まで、携帯電話端末を8端末を推奨している。  
条例改正前も含めると41の機能を推奨している。

### 3 推奨対象

#### (1) 端末推奨 5条の2第1項関係

青少年がインターネットを利用して青少年の健全な育成を阻害するおそれがある情報を得ることがないよう必要な配慮を行っており、青少年の健全な育成に配慮している携帯電話端末・PHS端末

#### 目的～インターネット上の有害情報対策

子供の学齢に応じ、子供の安全・安心の確保の観点から必要な機能のみを備えた携帯電話等について、事業者の申請に基づき都が推奨する制度を創設し、安全な携帯電話の普及を図る。

#### (2) 機能推奨 5条の2第2項関係

青少年のインターネットの利用に伴う危険性の除去に資するもので、青少年を健全に育成する上で有益である、インターネット接続機器に付加することができる機能

#### 目的～青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去

第31期青少年問題協議会緊急答申における児童ポルノ等被害を防止するための「技術的対応」として、平成29年の条例改正により規定、平成30年2月1日から施行

# 3 携帯電話端末等の推奨制度について

青少年を「自画撮り被害」等から守るためのスマホアプリ等推奨制度について

青少年のスマートフォン所有率の増加  
インターネットを介した様々な被害やトラブルの多発  
通信の秘密に守られた1対1の閉鎖的環境における青少年への有害な働きかけ



- 1 青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止規定の新設
- 2 青少年の未成熟な判断能力を補完する有益なアプリを推奨し、技術的に被害を防止する。



## 制度の概要

### ○ 条例による規定

「自画撮り被害」等から青少年を守るための有益なアプリ等について、都が推奨する制度を青少年健全育成条例に規定（平成30年2月施行）

携帯電話端末等推奨制度「ネットの有害情報対策」（平成23年条例第5条の2）を改正

※ 自画撮り要求禁止の規定も同時施行（条例第18条の7）

### ○ 対象となるアプリ

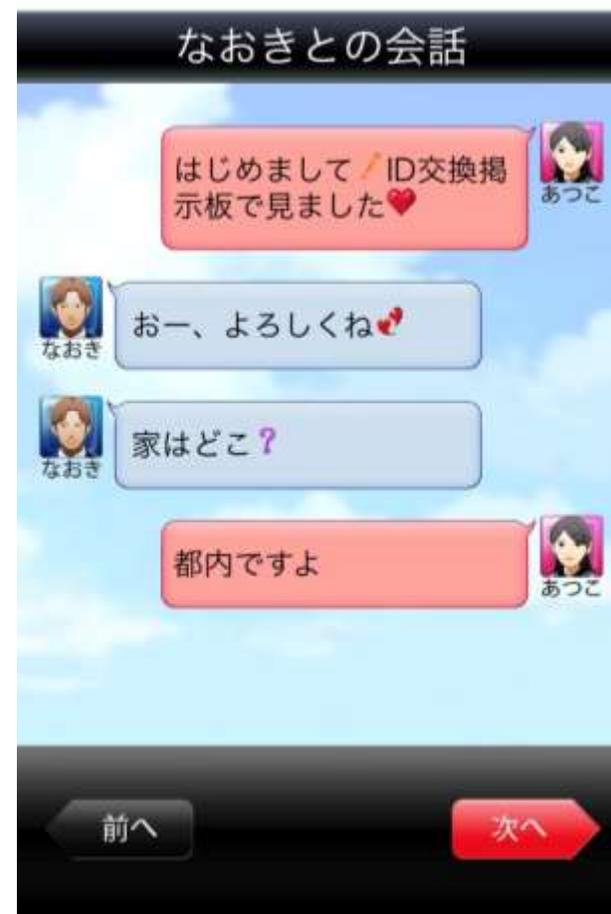
インターネットを介する**自画撮り被害、自殺、犯罪、いじめの防止等**に資する機能を有し、プライバシー等に配慮したもの

# 3 携帯電話端末等の推奨制度について

疑似体験アプリ

スマホに潜む危険

デジタルアーツ社



# 3 携帯電話端末等の推奨制度について

疑似体験アプリ 魂の交渉屋とボクの物語 グリー社



# 4 フィルタリング啓発カードの配布

ドコモ、ソフトバンク、au、Yモバイル、UQ、楽天、イオン、マイネオ等

都内889箇所の携帯電話販売店に15万部を配送しフィルタリングの設定を依頼している。

